

中核市等公民館使用料の減免基準一覧

	自治体名	17年度 有料件数 割合	使用料の減免について（網掛けは、使用料未徴収自治体）			使用料及び減免基準の 見直し予定		
			減免 規定	減免率ごとの対象と設定根拠				
				100%（全額）減免	75%減免	50%（半額）減免		
1	函館市	75%	ある	対象者[団体]社会教育関係団体、社会福祉関係団体 対象事業[内容]教育委員会及び函館市が主催、共催ある行事、その他減免することが適当と認められた場合				無
2	旭川市	4.10%	ある	対象 社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のために使用する とき 旭川市、教育委員会等が主催する事業に使用する とき その他教育委員会が必要と認めるとき *社会教育関係団体に認定するもの ・公民館サークル育成基準により登録されたサークル ・社会教育関係団体として別に定める「旭川市社会教育関係団体登録要項」に基 き登録された団体		社会教育関係団体、社会福祉団体、地域自治団体および生涯学習活 動団体が、団体本来の目的で使用する 場合 [10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる]		使用料・手数料に関しては4 年を目途に全庁的に見直しを 行うため、平成22年度に公 民館使用料に関しても金額改 定予定
3	青森市	10.30%	ある	町内会、老人クラブ、子供会、ボーイ・ガールスカウト、防災・防犯団体、衛 生・交通安全関係団体、婦人会、消費者の会等が使用する 場合 福祉関係諸団体が使用する 場合 [民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、保護司会、更生保護婦人会、遺族会、母 子募婦人会、共同募金会、赤十字社、保育所、保育園] 父母と教師の会（PTA）が使用する 場合 各学校（幼稚園、小、中、高校、大学等）が学習活動で使用する 場合 教育関係諸団体（事務研究会、学校保健会、養護教諭部会、教頭部会等）が使用 する 場合 官公庁及び官公庁が加盟する諸団体並びに公共的団体が会議、講習会、研修会等 で使用する 場合 市民センター利用団体登録申請書を提出し、団体登録を認められた団体が使用 する 場合				無
4	秋田市	2.40%	ある	対象 自主学習グループ、PTA、町内会、婦人会、老人クラブ、子ども会、本 市、 国、県、他市町村が主催する事業等、社会教育活動・学校教育活動・住民自治活動 および社会福祉活動の一環として使用する 場合、減免対象とする。 減免は、団体名によってのみ審査される ものでなく、利用目的を合わせて審査 する。		対象 学校が教育目的で使用する とき 公共企業体等が直接地域住民の利益に 関する事業で使用する 時 学術団体が各種調査その他公益を目的 として使用する とき		有 [時期] 未定 [理由] 現在公民館のあり 方について見直しを検討して おり、使用料についても現在 のものが適正かどうか調査を 開始するところである。
5	郡山市	16.90%	ある	対象 市もしくは市の関係機関または市の関係機関が、主催する事業 国又は他の地方公共団体が市と共催で 行う事業 社会教育に関する団体、公共的団体、 学校教育関係する団体がその団体の目 的達成に使用する 場合（公民館育成グループ、文化芸術 団体等を含む）		100%減免以外の公共的団体が、直 接住民の利益に関する事業で使用 する 場合[学校・公共企業体等]		無
6	いわき市	5%	ある	対象 市・各種教育機関・教育委員会 が認める社会教育関係団体が、社会 教育の目的のために使用する 場合 根拠 市または地域全体の生涯学習 の振興に寄与しており、公益性が 高い。	対象 教育委員会が認める 社会教育団体に準ずる団 体が社会教育目的のため に使用する 場合（現在、該当す る団体なし）	対象 官公署が使用する 場合及び公共的団体が 公益のために使用する 場合 根拠 市に準じる公共機 関として公益性がある。		有 [時期] 未定 [理由] 行政改革の中で 方針決定する予定
7	宇都宮市		ある	対象 市の主催事業及び市に関わりの 深い社会教育関係団体等 根拠 市又は地域全体の利益に つながり公益性が高い。	対象 自主学習グループ （講座終了生が自主的につ くる学習サークルなど） 減免なし 根拠 市民の生涯学習活 動の支援及び市民負担の公 平性の観点から維持管理費 相当は負担してもらう。	対象 国・県及び関係機 関。国・県の社会教育団 体 根拠 市に準じる機関と して公共性がある。 減免なし 上記以外の団体。 根拠 生涯学習の振興に 寄与していない。		
8	川越市	26.80%	ある	対象 川越市が直接利用する とき 社会教育法の定める公民館 事業と同等な事業を行う機 関及び団体が使用する とき 根拠 市または地域全体の利 益につながり公益性が高い		対象 川越市を除く公共 団体又は公共的団体が に掲げるもの以外の 目的に使用する とき 根拠 市に準じる公共機 関として公益性がある		有 [時期] 未定 [理由] 受益者負担に 関する全市的基準作成中

中核市等公民館使用料の減免基準一覧

	自治体名	17年度 有料件数 割合	使用料の減免について（網掛けは、使用料未徴収自治体）			使用料及び減免基準の 見直し予定	
			減免 規定	減免率ごとの対象と設定根拠			
				100%（全額）減免	75%減免		50%（半額）減免
9	船橋市	13.80%	ある	対象 市及び市関係機関が行政目的のために使用するとき 市内の社会教育団体が社会教育のために使用するとき 関係行政機関及び市内の公共的団体が市の行政に寄与するとき 市内の福祉団体が福祉の向上を目的として使用するとき		対象 前項の で入場料を徴収して使用するとき 市及び市の関係機関の後援により使用するとき	有 [時期] 平成18年10月 [理由] 受益者負担の観点 から使用料及び減免制度を見 直した。
10	横須賀市		ない	使用料を徴収していない			
11	相模原市		ない	使用料を徴収していない			
12	富山市		ある	対象 公共的主催事業 社会教育を主たる目的とした団体 校区公益団体			
13	金沢市		ある	対象 中央公民館自主グループ、社会教育関係団体、その他関係団体			
14	長野市		ある	長野市立公民館の貸し出しは、使用する団体で判断するのではなく、使用する目的 （内容）で判断している。社会教育法第20条の目的で使用のものについては、す べて無料で貸出しており、20条の目的外で使用するときは、有料としている。な お、営利・政治・宗教目的の場合は使用不許可。			
15	岐阜市	3.40%	ある	[岐阜市は、どれくらい減免するかは、その都度定める] 教育委員会と共同主催に係る講習会、研究会等に使用する場合 社会教育関係団体、小学校及び中学校又は公共的な団体で、教育委員会が、適当 と認めたものがその目的のため使用する場合 その他、教育委員会が必要と認めた場合			有 [平成18年4月料金改定を 実施]
16	豊橋市	39%	ある	対象 市並びに市教育委員会など地方公共団体の主催又は共催する事業 市民館が主管する事業 市総代会、PTAなど公共的団体が社会教育活動、コミュニティ活動の振興など の公共活動のために使用する場合 土・日に地域の子どもの交流を目的とした児童・生徒等に係る団体活動事業のため に使用する場合 校区内に居住する者（地域住民）がコミュニティ活動や文化活動及び各種団体等 の連絡を図るために校区市民館がない地域住民がその地域の地区市民館を使用した 場合 根拠 公益性が高く、コミュニティ活動等の活性化につながる。			無
17	岡崎市	43%	ある	対象 市民センター（公民館）事業と認められ無料とされるもの ・市民センター又は教育委員会が主催する社会教育事業 ・社会教育団体が主催する社会教育事業 その他利用で使用料を減免できるもの ・市または教育委員会が主催する社会教育目的以外の事業 ・社会福祉団体及び市関係の公共的団体が主催する市民センター（公民館）に準ず る事業 家庭教育に関する学習及び奉仕活動、体験活動の推進事業であると認められてい るもの			有 [時期] 平成20年度 [理由] （仮称）岡崎市図 書館交流プラザ開設にともな い、見直し予定
18	豊田市	統計が ないた め不明	ある	対象 公民館・国・県・市の主催事業 社会教育関係団体、自治区、コミュニティ会議、学校教育関係団体、福祉関係団 体とその団体を運営維持していくために必要な会合、事業及び学習会を開催する場 合 市体育協会加盟団体、スポーツ少年団、市文化振興加盟団体が団体間の連絡調整、 情報交換のための会合を開催する場合 *参考 交流館講座から発展して組織されたグル - プは認定を受けた日から2年を越 えない年度末までの期間に限り減免。ただし、館員の半数以上が講座の受講生とす る。		・教育委員会の重点事業として取り組む事業 ・コミュニティ会議等との共催によるが、一部負担が好ましい事業 ・施策上必要であるが、参加費負担を必要と認める事業 [親子ふれあい遊び、学校5日制対応事業、子供対象事業、高齢者教 室、その他]	有 [時期] 平成19年4月 [理由] 4年ごとの見直し による
19	高槻市		ない	使用料を徴収していない			
20	東大阪市		ない	使用料を徴収していない			

中核市等公民館使用料の減免基準一覧

	自治体名	17年度 有料件数 割合	使用料の減免について（網掛けは、使用料未徴収自治体）			使用料及び減免基準の 見直し予定	
			減免 規定	減免率ごとの対象と設定根拠			
				100%（全額）減免	75%減免		50%（半額）減免
21	姫路市	平成17年 度実施 件数 各館でし か把握し ていない	ある	対象 市及び市内の公共団体が使用するとき、冷暖房費免除 地域の公共団体が公益のために使用するとき、冷暖房費は徴収		対象 市内の社会教育関係団体が、社会教育のため使用するとき、 冷暖房費は徴収	無
22	奈良市		ない	使用料を徴収していない			
23	和歌山市		ない	使用料を徴収していない			
24	岡山市	約30%	ある	対象 岡山市及び岡山市教育委員会並びにその関係機関 岡山市及び岡山市教育委員会が共催する事業 岡山市における社会教育関係団体、芸術団体、ボランティア団体等で中央公民館 長が認めたもの ・社会教育関係団体で個別の団体名称に係らず免除対象とする団体（子ども会、ボー イスカウト、スポーツ少年団等） ・個別の団体名称で免除団体名簿に登録した団体（H16.8現在536団体）			無
25	倉敷市		ある	本市が使用するとき 社会教育関係団体が、教育目的に使用するとき 市内の町内会等の公共団体が、公益のために使用するとき 上記 ~ に該当する場合を例示すると以下の通り 教育委員会、社会教育関係団体が教育及び学習目的のために使用するとき 市等の機関が行政目的のために使用するとき 市の行政委員会が行政目的のために使用するとき 市の付属機関等が行政目的のために使用するとき 市内の町内会等の公共団体が、公益のために使用するとき [町内会、自治会、老人クラブ、青少年を育てる会、愛育委員会連合会、栄養改善 協議会、環境衛生協議会、民生委員児童委員協議会、保護司会、交通安全母の会]			無
26	福山市	5%	ある	対象 市及び市教育委員会が主催または共催して使用するとき 国・県及びその関係団体が主催または共催して使用するとき 福山市行政関係団体が教育目的に使用するとき 社会教育関係団体が教育目的に使用するとき 町内会などの公共的団体が公益のために使用するとき *中央公民館と2地区公民館は有料で減免規定あり。67地区公民館は使用料なし			無
27	下関市		ある	公用、公益的な利用 登録団体制度			有
28	高松市	17.10%	ある	減免基準 地域住民の社会教育、文化の向上、福祉の増進等の活動を主たる目的とした団体が、当該目的のために使用する場合 国または、他の地方公共団体その他の公共的団体が、公用または公共用のために使用する場合 社会教育団体、社会教育関係団体、その他の公共的団体が本来の目的を達成するために行う集会、会議等を使用する場合 公民館が主催、共催する事業を実施する場合 地域住民を対象とした趣味・実技の団体で、各公民館に同好会として登録してあるものが使用する場合 災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用する場合			無

中核市等公民館使用料の減免基準一覧

	自治体名	17年度 有料件数 割合	使用料の減免について（網掛けは、使用料未徴収自治体）			使用料及び減免基準の 見直し予定	
			減免 規定	減免率ごとの対象と設定根拠			
				100%（全額）減免	75%減免	50%（半額）減免	
29	松山市	73.30%	ある	対象 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその事業に使用する場 合 市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する事業に使用する場 合 公共団体、公共的団体又は社会教育法第10条に規程する社会教育関係団体が使用 する場合 18歳未満の者を主たる構成員とする団体が学習活動に使用する場 合		対象 結成2年以内の市民の団体が教育長が別に定める条件を満た すものが 学習活動にしようとする場 合	無
30	高知市	44.40%	ある	中央公民館対象 高知市、教育委員会又は中央公民館の管理の委託を受けた団体が 使用する場合で教育委員会が必要と認めた場 合 ・その使用が社会教育に関する事業である場 合 ・その使用が高知市又は教育委員会が行う地域住民が参加する説明会、懇談会など の場 合 高知市、教育委員会が共催する事業で教育委員会が必要と認める場 合 ・高知市又は教育委員会が共催の決定をしたもののうち、社会教育に関する事業で かつ免除が適当であると認めた場 合 その他教育委員会が特に必要と認めた場 合。市民の教育、文化、芸術及び社会福 祉の向上に著しく寄与すると特に認めた事業で公益性があるもの、その他公益上特 に必要と認めた場 合 ・公民館が指導者育成してきた団体がその設立趣旨に沿った共催事業を行う場 合。 ・公民館の地域事業として共催実施している団体が地域事業として中央公民館を使用 する場合及びそれらの連絡会に使用する場 合 ・広域的に組織された社会福祉の向上を目的とした団体がその設立目的のため使用 する場合で教育委員会が支援することが特に適当であると認めた事業		対象 高知市、教育委員会が後援する事業で、教育委員会が必要と 認めた場 合 ・高知市又は教育委員会が後援を決定したもののうち、社会教育に 関する事業でかつ減額することが適当であると認めた場 合 その他教育委員会が特に必要と認めた場 合。市民の教育、文化、 芸術及び社会福祉の向上に寄与すると認めた事業で公益性があるも の、その他公益上必要と認めた場 合 ・公民館講座から発展して組織された団体が生涯学習の推進を目的 とした事業に使用する場 合 ・公民館において長期的かつ継続的に文化活動を行っており公益性 が高いと教育委員会が特に認めた団体がその目的のために使用する 場 合 ・広域的に組織された社会福祉の向上を目的とした団体がその設立 目的以外のために使用する場 合 地区公民館・・・原則中央公民館の基準に準じているが、半額免除 の団体のほとんどはOB会及びサークル団体であり、それ以外につ いてはその活動が地域活動事業であると認定されれば、すべて全額 免除している。	有 [時期] 未定 [理由]
31	長崎市	9.40%	ある	・本市の教育委員会が主催する事業 ・本市が主催する別に定める特定の事業（長崎市中央公民館） ・本市又は本市の機関が主催する事業（長崎中央公民館以外） ・本市の教育委員会が共催する事業（長崎中央公民館は8割） ・本市の行政と密接な関係のある事業を行う別に定める関係団体、機関が行う事業 （長崎中央公民館8割）		・本市所在の社会教育関係団体がその目的達成のために行う事業 （長崎中央公民館は4割） ・本市所在の心身障害者団体及びその育成団体がその目的達成のた めに行う事業（長崎中央公民館は4割） ・本市所在の社会福祉事業を行う団体がその目的達成のために行う 事業（長崎中央公民館で4割） ・本市所在の老人クラブが、その目的達成のために行う事業（長崎 中央公民館以外） ・その他教育委員会が必要と認める団体等が行う事業（長崎中央公 民館以外）	有 [時期] 未定（検討中） [理由] 全庁的な使用手数料 の見直し
32	熊本市	77.60%	ある	対象 市が主催又は共催する行事 社会教育関係団体の活動 社会体育関係団体の活動 社会福祉関係団体の活動 地域の自治団体活動 義務教育施設の学校の活動 その他市長が認めるもの 根拠 市又は地域全体の利益につながり公益性が高いと思慮されるため			無
33	大分市	98.68%	ある	対象 市が主催又は共催する行事 大分市社会教育関係団体がその主たる目的で使用する場 合 各地区社会教育関係団体がその主たる目的で使用する場 合 市内の障害者又は市内の障害者を含む団体が障害者の社会参加の促進及び福祉の 向上を目的とし、これらの目的に資すると認められる文化活動等に使用する場 合 市内の障害者を含む団体が総会等の目的で使用する場 合 に掲げる者以外の者が、障害者の社会参加の促進及び福祉の向上を目的と し、これらの目的に資すると認められる文化活動等に使用する場 合			無

中核市等公民館使用料の減免基準一覧

	自治体名	17年度 有料件数 割合	使用料の減免について（網掛けは、使用料未徴収自治体）			使用料及び減免基準の 見直し予定	
			減免 規定	減免率ごとの対象と設定根拠			
				100%（全額）減免	75%減免	50%（半額）減免	
34	宮崎市	1.40%	ある	対象 公民館主催事業に関するもの 市の行政目的を達成するもの 地区住民の教育・健康・福祉の向上・増進に役立つもの 社会教育事業の推進からくるもの *ただし、公民館条例に定める13の公民館は原則無料			有 [時期]未定 [理由]合併後の調整
35	鹿児島市		ある	対象 市主催行事 市が設立主体となっている公共的団体が主催する行事 市内の学校教育法に規定する学校・幼稚園に類する施設が学生・生徒・児童及び幼児のための芸術文化体育行事で教育委員会が必要と認めるとき 市内の児童福祉法に規定する施設が入所者や通所者のための芸術文化体育行事で教育委員会が必要と認めるとき 市内の社会教育関係団体が当該団体の目的達成の行事で教育委員会が必要と認めるとき 根拠 市または地域全体の利益につながり公益性が高い 生涯学習ボランティアとしての育成が期待できる（自主学习グループ等）		対象 市内の社会教育関係団体以外の団体が主催する行事で市が共催するとき 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳等の交付を受けているもので市内に居住するものが芸術文化体育行事をする場合で教育委員会が必要と認められたもの 市内の障害者の団体が芸術文化体育行事をする場合で教育委員会が必要と認めるとき 根拠 市に準じる公共機関として公益性がある。身体障害者福祉法	
	中核市候補市 枚方市		ある	主に18歳以下の者で構成する団体で、当該18歳以下の者が文化学習活動に使用する場合 行政と協働して実施する企画事業又はまちづくり事業のために使用する場合 本市、教育委員会その他本市の機関が公用で使用する場合		主に次に掲げる障害者（児）で構成する団体が使用する場合 ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ・大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者 ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37項）の規定に基づく知的障害者更生相談書、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判断された者 校区コミュニティ協議会又は自主防災組織が使用する場合	
	政令指定都市へ移行 静岡市		ある （公民館）	対象 旧清水市域公民館： 社会教育団体が利用する場合 公益性の高い団体が利用する場合 公共団体が利用する場合		対象 旧静岡市域公民館： 社会教育団体が利用する場合 教育委員会の事業で利用する場合	
			ある （生涯学習センター）	対象 市の高齢福祉課、商業労政課が使用する場合 根拠 生涯学習センターが複合施設内にあるため、相互利用促進の立場から複合施設の関連課の相互使用については減免とする。			
	政令指定都市へ移行 浜松市	94%	ある	対象 浜松市自治会連合会並びに地区自治会連合会 根拠 浜松市立公民館管理要綱第11条別表2 *自主学习グループはその他団体の扱いで減免なし		対象 各公民館を活動拠点とし、館長が認定した団体。*ただし、社会教育関係団体は条例で使用料が定められている。また定められた使用料は概ね50%減額された金額となっている。 根拠 浜松市立公民館管理要綱第5条 認定を要しない社会教育関係団体として、子ども会連合会等の地域性のない指定団体 根拠 浜松市立公民館管理要綱第11条別表1 市内の各町の自治会等 根拠 浜松市立公民館管理要綱第11条別表3 対象 委員会が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合は、社会教育関係団体の使用料に相当する額を減免	